

2. 中国野菜の残留農薬に係る現地調査について

昨年12月、中国の新聞に「中国の野菜の47.5%から基準を超える残留農薬が検出された」等の内容が報じられたことから、実態把握のため現地調査を実施したのでその調査結果の概要を別紙のとおりお知らせします。

(別紙)

中国産野菜の残留農薬に係る現地調査結果

1 日程等

(1) 期間：平成14年3月10日～15日

(2) 調査先：

①青島 青島市農業局、冷凍野菜加工工場等

②香港 香港特別行政区政府漁農自然護理署、食物環境衛生署等

(3) 調査者：生産局野菜課及び農薬検査所担当官

2 調査目的

1月下旬に、中国政府の担当部局を中心に聞き取り調査を実施し、

①中国野菜の47.5%から安全基準を超える残留農薬が検出されたが、これは国内向け野菜（小規模農家が生産）を対象にした調査であること、

②輸出向け野菜は、認定を受けた農場で行われる場合が多く、生産段階で3回程度の残留農薬検査を実施していること等、の説明を受けたが、裏付けとなるデータ等が乏しいことから、生産地等を中心（青島、香港）に、今回、再度の現地調査を実施した。

3 内容

(1) 青島市関係

ア. 市農業局担当者から、以下の説明があった。

①国内流通野菜の残留農薬問題に対する関心が高く、市では栽培指導や検査の実施により、安全性を高めた野菜を認証し、「無公害野菜」の名称で流通させる取組を実施中である。

②青島市等沿海部地域（経済解放区）と内陸部では、農薬の使用状況が異なる。

イ. 輸出向け冷凍野菜工場（青島市内）を調査したところ、

（ア）工場の責任者から、以下の説明があった。

- ①生産農場への指導、農薬散布記録の保存等を義務づけている。
- ②検疫当局の検査は冷凍品が一定量製造できた段階で受けるが、同一圃場から収穫される野菜の場合、最初の数回の分析で問題がなければ、その後検査は検疫当局の判断で省略される。

(イ) また、同工場の輸出產品について検疫当局が検査した書類を見たところ、分析対象農薬は4項目（ジクロルボス、シベルメトリン、メタミドホス、クロルピリホス）であった。

(2) 香港特別行政区政府関係

- ア. 漁農自然護理署（農業関係の機関）担当者から、以下の説明があった。
 - ①香港では80年代後半以降、農薬に汚染された野菜による中毒事故が散発したため、94年から「信誉農場スキーム」を実施。
 - ②本スキームは、香港内の農民及び隣接した広東省の一部の農民も対象。政府による農家への技術指導及び卸売市場段階での残留農薬の検査を実施し、「信誉蔬菜」の名称で流通させている。
- イ. 食物環境衛生署（厚生関係の機関）担当者から、以下の説明があった。
 - ①中国本土から香港へ移送される野菜は、国境近くにある同署の機関である食品管制センター（96年に設置）で全てを対象に検査している。
 - ②特に、中国で使用が制限されている2種の農薬（メタミドホス、イソカルボホス）を重点的に検査しており、99～2001年のこれら2剤の違反(1ppm以上)は、各々0.37%、0.21%、0.33%、この他、2剤以外の有機りん系農薬の基準値超過は0.70%、1.46%、1.96%。
 - ③香港での残留農薬による中毒状況を食物環境衛生署が調査したところでは、95年～2001年の中毒件数及び中毒者数は、18件（48人）、3(8)、5(10)、2(6)、0(0)、3(8)、2(8)と近年は一桁台で推移している。これは、中国産野菜を食べて嘔吐等の急性毒性の症状が生じたものであるが、死亡事故は無い。

以上が今回の結果であるが、今後とも情報収集を行うことが必要と考える。

(参考 1)

中国産野菜の残留農薬に係る第一回現地調査概要

1 日程等

(1) 期間：平成 14 年 1 月 17 日～24 日

(2) 調査先：

①北京 中国国務院発展研究センター、国家質量監督検驗検疫総局等

②上海 上海市人民政府農業委員会等

(3) 出張者：生産局野菜課 1 名及び独立行政法人農薬検査所 1 名

2 内容

(1) 関係組織

農薬登録等は、中央は農業部農薬検定所、各省にも農薬検定所

残留農薬等の検査は、国家質量監督検驗検疫総局

(2) 報道記事等の事実関係

中国側から以下のコメントがあったが、裏付けとなるデータが得られなかつた部分も多く、引き続き調査の必要ありと思量。

○ 中国産野菜類の 47.5% から安全基準を超える残留農薬が検出との報道に関し、検驗総局は、国内産野菜について小規模農家が不適切な農薬使用をしていないか調査する観点から行ったもので、輸出用野菜とは異なる。

○ 汚染野菜の中毒患者が国内で年間 10 万人に上るとの報道に関し、政府当局からの数値ではない。残留農薬によるものはごく一部あるかもしれないが、多くは農民がマスクを付けずに農薬散布をし、農薬を吸引して中毒事故を起こしている。

○ 輸出野菜の残留農薬の検査に関し、検査は産地段階で検査。港湾で輸出前に再検査するが、これは主に書類検査。

(参考2)

中国産野菜の残留農薬問題について

1. 経緯

- (1) 昨年12月、中国の新聞（中国青年報）に「中国の野菜の47.5%から基準を超える残留農薬が検出された」と報道。
- (2) これは、中国国家質量検驗検疫總局が行った調査の結果を公表したもの。
- (3) 3月15日、農民運動全国連合会（農民連）が、市販の中国産冷凍野菜から基準値を上回る残留農薬を検出したと発表。

2. 食品検査の対応（厚生労働省）

(1) 生鮮野菜

- ① 本年1月を中国産野菜野菜強化月間として、中国産輸入野菜につき全ロット(100%)の検査を実施。
- ② 1月の検査結果として2,515件中9件に違反ありと2月13日公表。
- ③ 今後も中国産生鮮野菜については、検査体制を強化。

(2) 冷凍野菜

3月20日、18種類（注）の加熱後摂取冷凍野菜（下ゆで後冷凍した野菜）についてもモニタリング検査（検査率10%）の対象とすることを決定。

（注）アスパラガス、えだまめ、かぼちゃ、カリフラワー、グリンピース、さといも、しょうが、セロリ、たけのこ、たまねぎ、にんじん、にんにく、にんにくの芽、ばれいしょ、ブロッコリー、ほうれんそう、ヤングコーン、れんこん

3. 農林水産省の対応

- (1) 動植物検疫・輸入食品安全性対策本部の設置（2月8日）
- (2) 農林水産消費技術センターにおいて国内に流通している輸入野菜（冷凍野菜も含む）の残留農薬検査を実施
- (3) 中国への担当者の派遣
 - 1月17日～24日 野菜及び農薬の専門家2名（北京、上海）
 - 3月10日～15日 同2名（青島（チンタオ）、香港）
- (4) 在北京日本大使館を通じて情報収集
- (5) 厚生労働省との連携